

## 評価委員会の業務について(地方独立行政法人法より)

資料⑥

▼市長は次の場合、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

認可に係る事項		根拠	時期	H28	H29
1	業務方法書	第 22 条第 3 項	設立年度	○	
2	中期計画の定め又は変更	第 26 条第 3 項	設立年度	○	
3	中期計画で定められた短期借入金の限度を超えた短期借入金	第 41 条第 4 項	適宜		
4	資金不足のため事業年度内に償還できない短期借入金の借り換え	第 41 条第 4 項	適宜		
5	出資等に係る不要財産の納付等について、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて	第 42 条の 2 第 6 項	適宜		
6	条例で定める重要な財産の譲渡又は担保	第 44 条第 2 項	適宜		
承認に係る事項		根拠	時期	H28	H29
7	年度終了後に法人から提出された財務諸表	第 34 条第 3 項	毎年度		○
8	毎事業年度、生じた利益を中期計画で定めた剰余金の使途に充てる	第 40 条第 5 項	毎年度		○
9	中期目標期間終了時に残った積立金を、次の中期目標の財源に充てる	第 40 条第 5 項	中期目標期間 終了時		
その他の事項		根拠	時期	H28	H29
10	定款の変更(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)	第 8 条第 4 項	適宜		
11	中期目標の定め又は変更	第 25 条第 3 項	設立年度	○	
12	中期目標期間終了時の組織及び業務全般の検討を行い、所要の措置を講じる	第 31 条第 2 項	中期目標期間 終了時		
13	吸収合併存続法人の定款の変更	第 108 条第 2 項	適宜		
14	新設合併により設立する地方独立行政法人の定款	第 112 条第 2 項	適宜		

## ▼評価委員会は次の場合、市長に対し意見を申し出ることができる。

その他の事項		根拠	時期	H28	H29
15	役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、届出を受けた市長が評価委員会に通知したとき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものかどうかの意見申出	第 49 条第 2 項	設立時	○	

## ▼法人は次の事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

その他の事項		根拠	時期	H28	H29
16	各事業年度における業務の実績	第 28 条 第 1 項、同 2 項	毎年		○
17	中期目標期間における業務の実績【評価委員会は当該評価にあたり、認証評価機関の評価を踏まえること（第 79 条）】	第 30 条 第 1 項、同 2 項	中期目標期間 終了時		

## ▼その他評価委員会が行う事項

その他の事項		根拠	時期	H28	H29
18	法人に対する評価結果の通知（各事業年度・中期目標期間）	第 28 条第 3 項 第 30 条第 3 項	毎年		○
19	法人に対する業務運営の改善その他の勧告（各事業年度・中期目標期間）	第 28 条第 3 項 第 30 条第 3 項	適宜		
20	上記通知に係る事項及び勧告の内容について、市長への報告及び公表	第 28 条第 4 項 第 30 条第 3 項	毎年		○